

● 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令47号）（抜粋）

（漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）

第16条 法第26条第1項の農林水産省令で定める期間は、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から3日以内とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

2 法第26条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕した特定水産資源
- (3) 漁獲割当管理区分
- (4) 設定を受けた年次漁獲割当量
- (5) 特定水産資源ごとの漁獲量
- (6) 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日
- (7) その他参考となるべき事項

3 法第26条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により行うことができる。

4 法第26条第2項の規定による報告は、第2項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて前項に定める方法により行うものとする。

（非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）

第19条 法第30条第1項の農林水産省令で定める期間は、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までの間とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

2 法第30条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 管理区分
- (3) 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日
- (4) その他参考となるべき事項

3 第16条第3項の規定は法第30条第1項の規定による報告について、第16条第4項の規定は法第30条第2項の規定による報告について、それぞれ準用する。